

(宛先) 安曇野市農業委員会会長

## 手続きの流れ

①法務局において相続登記（土地の所有者の名義をお亡くなりになった方から取得者に変更する手続き）を完了させる。

②法務局が発行する登記完了書など相続人情報がわかる書類の写しを添付して届出書を安曇野市農業委員会事務局へ提出する。

届出者 住所 安曇野市〇〇1234番地5

氏名 安曇野 太郎

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記農地（採草放牧地）について、相続により所有権を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

## 記

## 1 権利を取得した者の氏名等

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者

## 2 届出に係る土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		
安曇野市 豊科高家	1234-5	田	田	1,000	
安曇野市 豊科高家	6789-10	田	畑	2,000	
安曇野市					

## 3 権利を取得した日

令和 5 年 4 月 1 日 (被相続人の死亡日)

## 4 権利を取得した事由

相続により (被相続人: 安曇野 花子) (被相続人=亡くなられた方)

## 5 取得した権利の種類及び内容

所有権

## 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

有 ・  無 (耕作者のあっせんを希望する場合は有に○印をしてください。)

※相続したことがわかる書類または、その写しを添付してください。

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）は、自署してください。
- 3 法人である場合は、住所は主たる所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、農業委員会が必要と判断したときは、住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書などの提示を求めることがあります。
- 5 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の 1 の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行の追加をしてください。
- 6 記 2 の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる時に登記簿上の所有者を記載し、その事由を記入してください。
- 7 記 4 の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割及び包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 8 記 5 の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 9 記 6 の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。